

● 2005年12月議会 教育市民委員会・議案外質疑

>>> 法的な社会生活に関する学習の強化について

>>> 自転車免許証発行制度の検討について

>>> 小学校通学にバス通学を導入する場合のコストについて

高木質問

冒頭に4点、通告でさせていただきましたが、3点目の事項につきましては、現場で取り組んでいただいているということでしたので、取り下げとさせていただきます。

3点伺います。

1) まず、1点目、法的な社会生活に関する学習の強化についてなのですが、子どもが将来、現実の世の中に生きていくに当たり、社会生活に関する知識は必要不可欠と考えます。

私自身、現職、前職の中で、一般の方からさまざまな相談を伺う機会があったのですが、訪問販売にだまされてしまった例、多重債務に陥ってしまった例、口約束の契約をほごにされてしまった例、簡単に連帯保証人欄に印鑑を押してしまった例など、基本的な契約概念や知識を持っていれば防げたであろう被害は枚挙にいとまがありません。

こういった社会常識をどこまで学校で教え、どこまで家庭の責任とするかは一つの問題ではあるのですが、日本人のお人好みな国民性と欧米方式の契約概念の希薄さがあらわれておりまして、大人がこういった状況では、家庭生活で子どもにこういった内容の重要性を教えることはほぼ不可能ではないかということを経験してまいりました。ここは、学校教育に期待するしかないというのが率直な思いです。

今後は、国際化が進む中で、ますます必要な生きる力に、こういった契約の概念というのはなってくると思われれます。また、加えて、相談の中には、不当労働をさせられているがどうしたらいいかわからないといったケースや、以前、栃木で制度を知らないために生活保護を申請せずに死亡した母子の例がありましたが、そういったケースのように、社会の仕組みが実は余りにも知られていないということを痛感することも多くあります。

こういったことに関して、例えば中学では、公民と技術家庭の教科の中で学ぶ機会があるということで、私も教科書を実際に見せていただいたのですが、教科書の中でも決して分量が多いとはいえ、また、記述が俯瞰的な説明になっておりまして、どこか他人事な感じで、制度を概観するというようなことで、そのまま他人事で学習を終えてしまいそうな記述も見受けられます。

実社会で身を守れるような実効性のある教え方が必要かと思いますが、どのような工夫をしているか教えてください。授業の中でどのような工夫をしているかです。あと、副読本を作成して活用するのも有効と考えますが、御見解を伺いたいと思います。

2) 次に2点目、自転車免許証発行制度の検討について伺います。

自転車の運転は、自動車と違い、ルールやマナーを学ぶ場がないまま公道を走っているのが実情ですけれども、ルールやマナーをきちんと守ると事故の被害者を減らすことができます。

荒川区において、自転車の運転に講習を行い、修了者に自転車の運転免許証を発行する制度を導入したところ、小中学生を中心に受講があり、好評で、成果を上げているとのことでした。

実は、埼玉県警でも、昨年度から同様の制度を、小学校を回って行っているとのこと、昨年度10校、本年度11校を実施、年度中にさらに10校実施予定と聞いています。成果が大変期待されるところなのですが、できれば市内全校で実施できるよう、市の協力により実現させることはできないか伺います。

また、全校がなかなか無理ということであれば、夏休み中に、所属校や年齢に関係なく希望者が受講できるような形式の講習会を、市内の数か所で行ってはいかがかと考えますが、こういったことを要請していくことはできないか伺います。

3) 次に、4番に書きました、小学校通学にバス通学を導入する場合のコストについて伺います。

広島、栃木と小学校1年生をねらった痛ましい事件が起きてしまいました。いずれも下校中のことであり、通学の安全の見直しが全国で問題になっている

ことと思われます。

本市におきましても、本日も御説明をいただきましたが、さまざま対策を講じているところと伺っておりますが、若干とつぴに聞こえるかもしれませんが、抜本的な対策の一つには、通学バスの導入もあるかと思われます。

まだ、私も詳しくは調べられておりませんが、欧米においては、子どものみの徒歩通学というのはむしろ珍しいという国もあるということを知ったことがありますので、どのような方法で、どのような対象に対して導入するかでコストも違ってくるかと思いますが、危険箇所について導入していくなど、いろいろな方法が考えられるかと思えます。

その導入方法で違うと思いますが、想定されるコストはどれほどか伺います。実行可能な範囲で、導入、運行の方法を探ってはどうかと思いますが、検討について伺います。

回答

1) それでは、1番目の法的な社会生活に関する学習の強化についてお答えをさせていただきます。

中学校では、社会科、そして技術家庭科の指導を通しまして、社会制度にかかわる学習を進めておるところでございます。社会科の公民的分野におきまして、消費者と権利の保護、租税の意義と役割及び納税の義務、そして社会保障の充実等につきまして、また、技術家庭科の家庭分野におきましては、消費者の権利、あるいは責任ある行動等について学習をしております。

指導に当たりましては、各学校とも、教科書以外に公民の資料集やさいたま市消費生活総合センターのリーフレット、あるいは埼玉県租税教育推進協議会の冊子等を副読本として活用をしております。

さらに、税理士等専門家を招きました租税教室をはじめ、模擬選挙、あるいは模擬裁判を実施する学校もふえてきておまして、裁判所の近隣の学校では、実際に裁判を傍聴するなど、生徒がより現実感を持って学習に取り組めるよう、効果的な指導の工夫や研究が進められております。

教育委員会といたしましては、関連の他の資料等の副読本としての活用も含

めまして、児童生徒に社会生活に関する正しい知識や判断力が確実に身につきますよう、今後とも指導の一層の工夫改善に努めてまいります。

2) 続きまして、2番目の自転車運転免許証発行制度の検討についてお答えをいたします。

自転車事故防止につきましては、交通ルールを遵守する、あるいはマナーを守る、こういった意義、意識の高揚を図ることが大切であると認識をしております。教育委員会といたしましては、市内すべての小中学校で実施している交通安全に関する講話、あるいは交通安全教室等の体験活動をより充実させてまいります。

自転車運転免許証発行制度につきましては、これは埼玉県警察が主体となって、市内警察署管内管轄区域ごとに年間3校という限度がありまして、その限度内で実施しておるとというのが現状のようでございます。

今後、実施の学校数の拡大が図られますように、要望をしてまいりたいと思います。

3) 4番目でございますが、小学校通学にバス通学を導入する場合のコスト等につきましてもの件についてお答えをいたします。

スクールバスによる通学につきましては、通学途上の安全を確保するといううえでは、一つの方法であるかとは思いますが。

現在、全国で実施されておりますスクールバスによる通学は、遠距離通学の解消を目的とした過疎地対策としてのものであると聞いております。さいたま市のように、大変都市化が進んでいる自治体におきましては、交通事情、あるいは学校数も多く、通学距離もある程度一定であるということから、スクールバスによる通学は検討されることはありませんでした。

登下校の安全対策を目的といたしますスクールバスの導入となりますと、学校を含めた地域の実情にもよりますけれども、通学距離によって制限ができるのか、あるいは学年は1年生に限定するのかなど、条件によって費用も大きく変動するものと思われまます。

したがって、費用の積算も大変困難でございますけれども、現在、市立養護学校に導入しておりますスクールバスの1台当りの年間委託料がおよそ850万円であることから、仮に小学校1校に1台導入した場合、100校分で年間8億5,000万円、1年生全員を対象にした場合、1クラスにつき1台のバスという導入を考えました場合、335クラス分がございますので、総額は28億5,000万円の計算ということになります。

スクールバスの導入につきましては、先ほど述べました通学距離、あるいは学年の限定のほか、登校に必要な時間、あるいは経路、交通渋滞であるとか、あるいは運行時間等があるわけでございますが、バス発着所の確保をどうするのか等、実現に向けて検討をしていく課題が大変多く、問題もあると思われま

すけれども、今後、研究をしていきたいとは考えております。